平成13年3月27日規則第5号

改正

平成19年3月30日規則第7号 平成23年3月23日規則第2号 平成24年12月28日規則第34号 令和2年3月31日規則第16号

坂出市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、坂出市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年坂出市条例第1号。以下「条例」という。)に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。 (会派結成届等)
- 第2条 条例第2条に定める会派結成届等の様式は、様式第1号、様式第2号および様式第3号によるものとする。
- 2 議長は、条例第2条の規定により提出された会派結成届等の写しを市長に送付するものとする。 (交付申請)
- 第3条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者(以下「代表者」という。)または議員 (いずれの会派にも所属しない議員に限る。以下「交付対象議員」という。)は、毎年度、市長に対し、議長を経由して、代表者にあっては様式第4号により坂出市議会政務活動費交付申請書(議員用)を提出しなければならない。また、申請した事項に異動が生じたときは、当該代表者または交付対象議員は、市長に対し、議長を経由して、代表者にあっては様式第5号により坂出市政務活動費変更交付申請書(会派用)、交付対象議員にあっては様式第5号により坂出市政務活動費変更交付申請書(会派用)、交付対象議員にあっては様式第5号の2により坂出市政政務活動費変更申請書(議員用)を提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった各会派または交付対象議員について交付 すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該代表者または交付対象議員に様式第6号による坂 出市議会政務活動費交付決定(変更)通知書により通知するものとする。

(交付請求)

第5条 前条の交付決定通知を受けた代表者または交付対象議員は、市長に対し、代表者にあって

は様式第7号により坂出市議会政務活動費交付請求書(会派用),交付対象議員にあっては様式 第7号の2により坂出市議会政務活動費交付請求書(議員用)を提出するものとする。

(交付金額の端数処理)

- 第6条 条例第4条第3項の月額に,100円未満の端数があるときは,これを切り捨てるものとする。 (交付金額の調整の特例)
- 第7条 条例第5条第1項に規定する政務活動費の調整について、政務活動費の交付を受けた会派 または交付対象議員が、既にそれを費消している場合の取扱いについては、その都度、議長が市 長に協議し定めるものとする。この場合において、条例第4条第3項に規定する年度途中に新た に結成された会派または条例第6条第2項に規定する年度途中に新たに対象となった交付対象議 員に対する政務活動費の交付の取扱いについても、同様とする。

(収支報告書)

- 第8条 条例第9条第1項に定める収支報告書の様式は、会派にあっては様式第8号および様式第8号の2、交付対象議員にあっては様式第8号の3および様式第8号の4によるものとする。
- 2 議長は、条例第9条第1項および第3項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

- 第9条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者または交付対象議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書またはこれに準ずる書類を整理しなければならない。ただし、領収書またはこれに準ずる書類を徴することができないときは、代表者にあっては様式第9号により支払証明書(会派用)、交付対象議員にあっては様式第9号の2により支払証明書(議員用)をもってこれに代えることができる。
- 2 経理責任者または交付対象議員は、会計帳簿その他証拠書類を当該政務活動費に係る収支報告 書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

付 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月30日規則第7号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成23年3月23日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の坂出市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

付 則 (平成24年12月28日規則第34号)

(施行期日)

1 この規則は、坂出市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(平成24年坂出市条例第35号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の坂出市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に市長に提出する会派結成届、会派異動届、会派解散届、坂出市議会政務活動費交付申請書、坂出市議会政務活動費変更交付申請書および坂出市議会政務活動費交付請求書ならびに市長が通知する坂出市議会政務活動費交付決定(変更)通知書から適用し、同日前に改正前の坂出市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定により市長に提出した会派結成届、会派異動届、会派解散届、坂出市議会政務調査費交付申請書、坂出市議会政務調査費変更交付申請書および坂出市議会政務調査費交付請求書ならびに市長が通知した坂出市議会政務調査費交付決定(変更)通知書については、なお従前の例による。

付 則(令和2年3月31日規則第16号) この規則は、令和2年4月1日から施行する。

坂出市議会議長

殿

会 派 名 代表者氏名

Ð

会 派 結 成 届

坂出市議会政務活動費の交付に関する条例第2条第1項の規定に基づき,下記の とおり会派結成届を提出します。

記

- 1 会 派 名
- 2 結成年月日
- 3 代表者氏名
- 4 経理責任者氏名
- 5 所属議員数
- 6 所属議員および役職名

(3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4						年	月	日
坂出市議会議長								
	殿							
				会	派 名			
				代	表者氏名			Ħ
	슷	派	異	動	届			
坂出市議会政務活動費@	の交付に	こ関する	る条例	第2条	第1項の規	定に基	づき,	下記の
とおり届けます。								
			記					
			,					
1 異動事由								
ア 代表者変更 イ	経理〕	責任者發	変更	ウ	所属議員変	更		
エ その他()				
2 異動内容								
3 異動年月日								

7米工(第35 (第4末関係)								
							年	月	日
;	坂出市議会議長								
		殿							
						派 名			
					代	表者氏名			Đ
		会	派	角军	散	届			
	坂出市議会政務活動費 おり届けます。	骨の交付	に関す	る条例	第2条	第2項の規	見定に基	づき,	下記の
				記					
1	解散会派の名称								
2	会派の解散年月日								

様式第4号(第3条関係) 年 月 日 坂出市長 殿 (坂出市議会議長経由) 会 派 名 代表者氏名 印 坂出市議会政務活動費交付申請書 (会派用) 坂出市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条の規定に基づき,下記 のとおり申請します。 記 1 会派の名称 2 会派結成年月日 3 代表者氏名 4 経理責任者氏名 5 所属議員数 名(年月日現在) 6 交付申請額 円

陳式弟4方の2 (弟3余関係)					
			年	月	日
坂出市長					
殿					
(坂出市議会議長経由)					
	坂出市	7議会議員			F-9
					Ħ
坂出市議会政務活動	費交付申請	書(議員用)			
坂出市議会政務活動費の交付に関す のとおり申請します。	る条例施行規	見則第3条の規	見定に基	づき,	下記
	記				
交付申請額		円			

坂出市長

殿

(坂出市議会議長経由)

会 派 名 代表者氏名

圎

坂出市議会政務活動費変更交付申請書(会派用)

坂出市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条の規定に基づき,下記 のとおり申請します。

記

1 異動内容

×		分		分		分		分 新		IΞ	異動年月日	
숫	派	の	名	称								
代	表	者	氏	名								
経	理責	任	者 氏	名								
所	属	議	員	数								
交	付	申	請	額								

坂出市長

殿

(坂出市議会議長経由)

坂出市議会議員

印

坂出市議会政務活動費変更交付申請書 (議員用)

坂出市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条の規定に基づき,下記 のとおり申請します。

記

1 異動内容

区		分		分		分		分		分		新	IΒ	異動年月日
異	動	内	容											
交	付目	申請	額											

番 号 年 月 日

会派代表者氏名(議員名) 殿

坂出市長

囙

坂出市議会政務活動費交付決定(変更)通知書

年 月 日申請のあった政務活動費の交付について下記の とおり決定(変更)したので、坂出市議会政務活動費の交付に関する条例 施行規則第4条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 年度政務活動費交付決定(変更)額

円

坂出市長

殿

会 派 名 代表者氏名

印

坂出市議会政務活動費交付請求書(会派用)

坂出市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条の規定に基づき,下記 のとおり政務活動費を請求します。

記

1 金 円

ただし, 年 月分 ~ 年 月分

2 年 月 日における所属議員数 名

坂出市長

殿

坂出市議会議員

印

坂出市議会政務活動費交付請求書 (議員用)

坂出市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条の規定に基づき,下記 のとおり政務活動費を請求します。

記

金円

ただし, 年 月分 ~ 年 月分

坂出市議会議長

殿

会 派 名 経理責任者氏名

印

年度政務活動費収支報告について (会派用)

坂出市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定に基づき, 別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

様式第8号の2 (第8条関係)

年度政務活動費収支報告書(会派用)

会 派 名

1	収	入	
	政	務活動費	
2	支	出	

(単位:円)

								(112.11)
項				目	金	額	備	考
調	查	研	究	費				
研		修		費				
会		議		費				
調	查		旅	費				
要記	青 •	陳情	活重	力費				
資	料	作	成	費				
資	料	購	入	費				
広		報		費				
広		聴		費				
人		件		費				
4	,		Ē	 				

3	残	額	-	Ι

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

坂出市議会議長

殿

坂出市議会議員

印

年度政務活動費収支報告について (議員用)

坂出市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定に基づき, 別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

様式第8号の4 (第8条関係)

年度政務活動費収支報告書 (議員用)

議員名

1	収	入	
	政	務活動費	円
2	支	出	

(単位:円)

							() () () ()
			目	金	額	備	考
查	研	究	費				
	修		費				
	議		費				
查		旅	費				
青 •	陳情	活重	力費				
料	作	成	費				
料	購	入	費				
	報		費				
	聴		費				
	件		費				
ì		į	+				
	査	查 研 修 議 查 · 陳 作 購 報 聴 件	查 研 究 修 議 旅 情活 財 解 聯 件	 査研究費費費費費費費費 体の機能がありでは、 体の機能がありでは、 体の機能があります。 はのは、 はのは、<td>查 研 究 費 修 費</td><td>查 研 究 費 修 費 養 養 養 療 療 療 療 所 所 所 所 所 費 料 購 入 費 報 費 職 費 件 費</td><td>查 研 究 費 修 費 議 費 查 旅 費 查 旅 費 请·陳情活動費 料 作 成 費 料 購 入 費 報 費 聴 費</td>	查 研 究 費 修 費	查 研 究 費 修 費 養 養 養 療 療 療 療 所 所 所 所 所 費 料 購 入 費 報 費 職 費 件 費	查 研 究 費 修 費 議 費 查 旅 費 查 旅 費 请·陳情活動費 料 作 成 費 料 購 入 費 報 費 聴 費

3	残	額	-	Ι

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

様式第9号(第9条関係)

		支	払	証	明	書	(会派用)		
4	金			円也					
	ただ	し							
		P	勺				訳		
金	額	摘	要		支		払	先	
312	假	1141	加安	住			所	氏	名
	円								
上記の	のとおり	支払をし	ました	ので証	明願い	ます。	,		
	在	月	日						
		/1	Н		4	÷ 10	派 名		
							議員名		自
上記の	のとおり	支払した	ことを	:証明し	ます。				
	在	月	日						
	++	Л	Н		4	÷ 1	派 名		
							者名		白

様式第9号の2 (第9条関係)

		支	払	証	明	書	(議員用)		
金	ただし	1.		円 也					
内							訳		
A 48	5	摘	788		支		払	先	
金 額	1		要	住			所	氏	名
円									
上記のとおり支払したことを証明します。									
	年	月	日						
坂出市議会議員									卽